

令和2年3月18日
気象庁予報部

配信資料に関するお知らせ

～茨城県の一部市町村及び埼玉県における洪水警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の終了について～

(令和元年10月17日付お知らせ、令和元年10月18日付お知らせ、
令和元年11月11日付お知らせ及び令和元年12月17日付お知らせ関連)

令和元年東日本台風(台風第19号)による大雨により堤防が決壊するなど甚大な被害が発生した県では、気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準(流域雨量指数基準)について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、河川施設の復旧状況等から、茨城県及び埼玉県の下記の市町村については、令和2年3月18日13時(日本時間)から洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了します。その他の市町村については、暫定基準を適用した運用を継続します。

記

○茨城県

一部の市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

日立市、古河市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、鹿嶋市、坂東市、稲敷市、桜川市、鉾田市、城里町、河内町、八千代町、境町

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

水戸市、常陸太田市、取手市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町

○埼玉県

今回の変更により、全ての市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

全市町村

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

なし

以上

【参考】福島県及び栃木県の暫定基準の適用状況

福島県及び栃木県については、今回は変更ありません。両県において、現在暫定基準を適用しているのは以下の市町村です。

○福島県

福島市、郡山市、いわき市、白河市、相馬市、南相馬市※、伊達市、本宮市、桑折町、鏡石町、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、浅川町、広野町、楡葉町、富岡町※、大熊町※、双葉町※、浪江町※、葛尾村、新地町

※「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴う暫定基準を適用した運用を行っている市町村

○栃木県

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町